

2015

公民最新資料・データ

第28号 (2015年4月24日現在)

INDEX

資料編

2014年10月～2015年4月のできごと	2
<u>解説</u> ①2015年4月からここが変わった！	2
②18歳の権利とは？	3
③国家を名乗る過激派組織「イスラーム国」の脅威	4
④改めて問われる格差・貧困問題	5
⑤エボラ出血熱、西アフリカで深刻化	6
⑥キューバ、アメリカと国交回復へ！？	6
⑦農協改革で何が変わる？	7
⑧ODA政策で新指針－開発協力大綱の閣議決定	7

データ編

第一学習社版

教科書・副教材のデータ更新等 8

- ①2015年度一般会計予算
- ②公債依存度と公債残高の推移

2014年10月～2015年4月のできごと

(注)○内の数字は月を示す。下線部①～④は解説の掲載を示す。敬称略。

政治	経済	社会・文化	国際情勢
⑩6日、③警視庁は、<u>イスラーム過激派組織「イスラーム国」への参加計画の疑いで日本人学生を事情聴取</u>。 ⑪26日、一票の格差が最大4.77倍となった2013年の参院選について、最高裁は「違憲状態」と判断。 ⑫10日、特定秘密保護法が施行。 ⑫14日、衆院総選挙が投開票。自民・公明の連立与党が3分の2の議席を獲得する大勝。 ②10日、⑧安倍内閣は、<u>ODA(政府開発援助)大綱を改定し、開発協力大綱を閣議決定</u>。 ②10日、法制審議会は民法の契約に関する規定を見直す要綱を決定。 ③12日、沖縄県の普天間飛行場の移設に向け、国は名護市辺野古沖でボーリング調査を再開。23日、沖縄県知事は移設作業停止を指示。30日、農水大臣は、沖縄県知事による指示の効力を一時停止する決定をし、国は作業を継続。 ④12日、統一地方選挙の前半戦が投開票。10道県知事選すべてで現職が当選。 ④21日、安全保障法制をめぐる自民・公明の連立与党の協議が決着。今後、改正法案を国会に提出。	⑩9日、アスベスト(石綿)による健康被害をめぐり、最高裁が国の責任を認める初の判断。 ⑩23日、マタニティ・ハラスメントをめぐり、最高裁は妊娠を理由とした降格などを原則違法とする初の判断。 ①30日、①厚生労働省は、<u>公的年金支給額を2015年4月から0.9%増額することを発表</u>。 ①31日、④フランス人経済学者トマ・ピケティが日本記者クラブで会見。「<u>不平等は正を</u>」と訴えた。 ②9日、⑦政府は、<u>JA全中(全国農業協同組合中央会)の地域農協への指導・監査権を廃止する農協改革案を正式決定</u>。 ③31日、中国主導で設立する国際金融機関アジアインフラ投資銀行(AIIB)の創立国の募集を締め切り。創立国は欧州や新興国など57か国に。 ④9日、⑤2015年度一般会計予算が成立。 ④10日、日経平均株価が約15年ぶりに一時2万円台を記録。	⑩7日、青色発光ダイオード(LED)の開発で日本人科学者3人をノーベル物理学賞に選出。10日、女子教育の権利を訴えるマララ・ユスフザイを、史上最年少の17歳でノーベル平和賞に選出。 ⑪7日、鹿児島県知事と同県議会は川内原子力発電所の再稼働に同意。④22日、鹿児島地裁は、川内原発の再稼働差し止め請求を却下。 ⑪26日、ユネスコは「和紙：日本の手漉和紙技術」を、無形文化遺産に登録。 ⑫26日、理化学研究所の調査委員会は「STAP細胞は別の万能細胞」と最終報告。 ②27日、②神奈川県警は、<u>川崎市の中1男子殺害容疑で、少年3人を逮捕</u>。 ③14日、北陸新幹線が開業。 ③17日、運転開始から40年をこえた美浜と敦賀の原子力発電所計3基の廃炉を決定。 ③31日、東京都渋谷区で、全国初となる同性パートナー条例が成立。	⑩25日、⑤WHO(世界保健機関)は、<u>エボラ出血熱の患者数が1万人をこえたを発表</u>。 ⑪4日、アメリカ連邦議会の中間選挙で、野党の共和党が上下両院で過半数を獲得。 ①7日、③風刺画をめぐり、<u>イスラーム過激派組織がフランスの新聞社を襲撃する銃撃テロ事件が発生</u>。 ①20日、③イスラーム過激派組織「イスラーム国(ISIL)」は、<u>日本人2人を人質に。その後、人質を殺害したとみられる映像を公開</u>。 ②12日、ウクライナとロシア、ドイツ、フランスの首脳会談で、ウクライナ東部での政府軍と親ロシア派武装集団の停戦合意が成立。15日、停戦合意が発効。 ③18日、③イスラーム過激派の武装集団がチュニジアの博物館を銃撃。<u>日本人3人の死亡を含む21人が犠牲に</u>。 ④12日、⑥1961年の国交断絶後、初のアメリカとキューバの首脳会談が実現。

解説

1

2015年4月からここが変わった！

税制	●贈与税、一部非課税化 子や孫に結婚・出産・育児のための資金を贈与した場合、最大1,000万円まで非課税に ●軽自動車税、1.5倍に増税 4月以降に自家用の新車を購入した場合、これまでの年間7,200円から10,800円に引き上げ ●法人税の実効税率の引き下げ 34.62%から32.11%に(来年度も引き下げる予定) ※実効税率とは、法人税(国税)に、事業税と住民税(地方税)を考慮した実質的な税率のこと ●「エコカー減税」の延長 自動車取得税や自動車重量税を減免するための燃費基準は厳格化	介護 ●介護報酬(介護サービスの金額)を改定 全体として2.27%減額 ●介護保険料の見直し ・40～64歳は月平均96円減額、5,177円に ・65歳以上の保険料も改定され、各市町村で増額 ●特別養護老人ホームの利用基準を厳格化 新規入所者は原則、要介護3以上に限定
年金	●公的年金支給額を0.9%増額 国民年金1人分(満額)は、月608円増額 厚生年金(夫婦2人の標準型)は、月2,441円増額 ※ただし、「特例水準」の解消と「マクロ経済スライド」を実施したため、実質減額	育児 ●子ども・子育て支援新制度が本格的に開始 待機児童の解消や一時預かりの場を増やすため、認定こども園や放課後児童クラブなどを拡充させる

(「日本経済新聞」2015年3月31日などを参照)

特例水準の解消…これまで、年金の給付水準はデフレ時でも減額されず、据え置かれてきた。これにより、本来の給付水準よりも高い水準(特例水準)となっていたが、これを解消した。

マクロ経済スライド…インフレ時に、年金給付の伸びが物価の上昇分よりも下回るようにして、給付水準を抑制する制度。デフレ時は適用されないため、これまで実施されていなかった。



第一学習社

●18歳についての世論調査

①選挙権年齢を20歳から18歳に引き下げることについて

	賛成	反対
朝日新聞(2015年3月)	48%	39%
読売新聞(2015年3月)	51%	43%
日本テレビ(2015年3月)	48.8%	43.5%
産経新聞・FNN(2015年3月)	48.5%	46.0%

②成人年齢を20歳から18歳に引き下げることについて

	賛成	反対
朝日新聞(2015年3月)	43%	44%
日本テレビ(2015年3月)	71.5%	20.2%
産経新聞・FNN(2015年3月)	52.2%	42.4%

※日本テレビは、「少年法を含めて、成人年齢を18歳に引き下げること」について聞いた。

③少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げることに
て

	賛成	反対
朝日新聞(2015年3月)	81%	11%
読売新聞(2015年3月)	83%	12%
産経新聞・FNN(2015年3月)	82.2%	14.1%

※FNNは、「フジ・ニュース・ネットワーク」の略称。

④契約をひとりのできる年齢を18歳にすることについて

	賛成	反対
内閣府(2013年10月)	18.6%	79.4%

●世界の選挙権年齢(国立国会図書館調べ、2014年2月)

年齢	国(地域)数	国・地域名
25歳	1	アラブ首長国連邦
21歳	8	マレーシア、シンガポールなど
20歳	5	日本、台湾、カメルーンなど
19歳	1	韓国
18歳	167	アメリカ、フランス、ドイツなど
17歳	3	インドネシア、北朝鮮、東ティモール
16歳	6	オーストリア、ブラジルなど

表をみてもわかるように、20歳以上を選挙権年齢としている国は少数派であり、G8参加国に限ると、日本だけが20歳以上、それ以外の国は18歳以上となっている。そのため、選挙権年齢の引き下げを求める声が大きくなり、選挙権年齢を18歳に引き下げる公職選挙法の改正案が、2015年に国会に提出された。法案は成立の見通しであるが、未成年者には「十分な判断力がない」と反対する意見もある。

●選挙権年齢と成人年齢

政府の法制審議会は、2009年に民法の成人年齢を18歳に引き下げるのが適当であるとの答申をしたが、成人年齢に関する法律が200以上あることから、選挙権年齢の引き下げを先行して進めた。

しかし、18歳以上に選挙権を与えるのであれば、成人年齢も18歳以上にしなければおかしいとの意見もある。たとえば、法律の改正などの間接的な決定者となる主権者である有権者が、金銭上の契約において、20歳未満ということで保護者の管理下におかれるのは、矛盾するのではないかと意見である。一方、成人年齢を18歳に引き下げた場合、高校生が保護者の許諾なくローンやクレジットなどの契約をおこなうことも可能になるため、表④のように問題視する声もある。

なお、現在のところ、20歳未満の喫煙や飲酒は、年齢引き下げの対象としない方針である。

●少年法の適用年齢の引き下げ

少年の凶悪犯罪がめだつ今日、少年法の適用年齢を「20歳未満」から「18歳未満」に引き下げようとの声が強まっている。

このような動きに対して、2015年2月、日本弁護士連合会は、適用年齢の引き下げは「少年の立ち直り・成長支援と再犯防止を阻害する」として、現在の「20歳未満」のままにすべきだとの意見書を法務大臣に提出した。しかし、表③の世論調査をみてもわかるように、約8割の人が少年法の適用年齢の引き下げに賛成している。

いずれにしても慎重な議論が求められる。

●日本におけるさまざまな年齢制限

年齢	できることや対象となること
16歳	女性の結婚(父母どちらかの同意が必要)
18歳	男性の結婚(父母どちらかの同意が必要) 普通自動車などの運転免許取得 死刑の適用対象
19歳	toto(サッカーくじ)の購入
20歳	酒を飲む、たばこを吸う 本人の意思だけによる結婚 国民年金への加入義務
25歳	衆議院議員、市町村長などの被選挙権
30歳	参議院議員、都道府県知事の被選挙権

国家を名乗る過激派組織「イスラーム国(I S I L)」の脅威

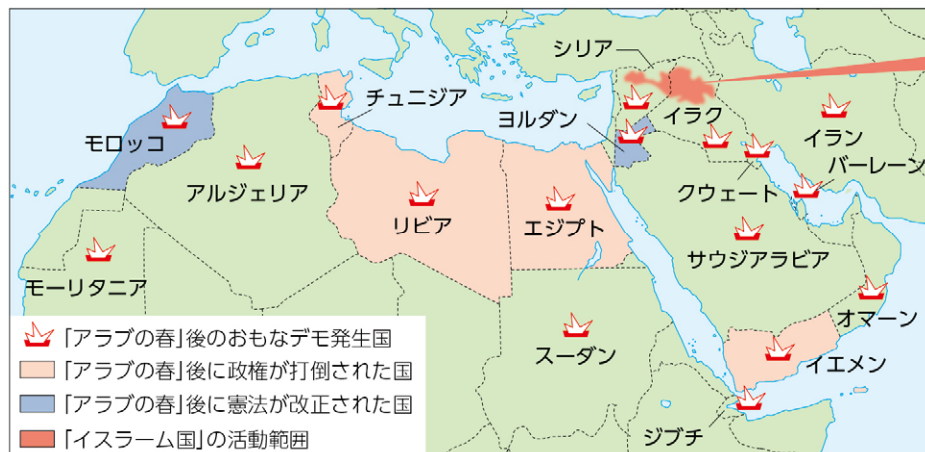
イスラーム過激派組織が関与する紛争やテロが、国際社会をゆるがしている。なかでも、2014 年以降、「イスラーム国(I S I L)」によるテロや人質事件が頻発している。2015 年1月には、「イスラーム国」による日本人質事件が発覚し、人質が殺害された。

●「イスラーム国(I S I L)」とは？

「イスラーム国」は、イラク北西部とシリア北部で活動するイスラーム(イスラム教)・スンニ派の過激派組織である。2014 年6月には、イスラームの預言者ムハンマドの後継者を意味する「カリフ」を頂点とした宗教「国家」の樹立を一方的に宣言した。指導者のアブバクル=バグダディをカリフに選び、イスラームの聖典『クルアーン(コーラン)』を厳格に守る社会の実現をめざしている。しかし、反対する者を処刑するなど、その手法は暴力的で、テロや人質の身代金要求など、活動は過激さを増している。

「イスラーム国」成立の背景には、イラク戦争(2003 年)後のイラクの政情不安がある。2011 年までアメリカ軍がイラクを占領したが、アメリカを敵視するイラク人の一部は、この間、イスラーム過激派組織アルカイダなどと協力してテロ活動をおこなった。「イスラーム国」は、これを活動の原点とし、アメリカ軍撤退後は、同じイスラームでも宗派の異なるシーア派政権を攻撃した。また、2011 年の中東・北アフリカの反政府活動「アラブの春」によって内戦状態に陥ったシリアに介入し、勢力を拡大した。「イスラーム国」は従来のテロ組織とは異なり、支配地域の油田からの石油密売で豊富な資金を獲得し、インターネットを駆使した広報戦略で世界中から戦闘員を集めている。「イスラーム国」には、中東や北アフリカ、欧州など 80 か国以上から 1 万 5,000 人の参加が推計されている。

■「アラブの春」後の中東・北アフリカ情勢 「I S I L」は the Islamic State in Iraq and the Levant の略。



イスラーム国(I S I L)

イスラーム(イスラム教)・スンニ派の過激派組織。2014年6月に宗教「国家」の樹立を一方的に宣言。「イラク・レバントのイスラーム国」ともよばれる
指導者 アブバクル=バグダディ。
 イスラームの預言者ムハンマドの後継者を意味する「カリフ」を名乗る
統治機構 支配都市には「県庁」にあたる行政機関や「知事」を置く。宗教警察が住民を監視。広報・宣伝部門が充実
収入源 制圧した油田の原油を密売、人質の身代金、キリスト教徒などからの人頭税など
戦闘員(推計) 2万〜3万1,500人。うち、1万5,000人以上は世界80か国以上から参加

宗派	スンニ派	シーア派
信者数	全体の約9割 大部分のイスラーム(イスラム教)圏の国に分布	全体の約1割 イラン、バーレーンでは人口の過半数を占める
特徴	家系にはこだわらず、「カリフ」とよばれる「神の使徒の後継者」を指導者とする	預言者ムハンマドの家系を重視。いとこで娘婿のアリーを崇拝
教義	宗派の起源はムハンマドの後継者をめぐる政治的なもので、根本的な教義の違いはない	

▲イスラームのおもな宗派(「読売新聞」2014年7月13日などを参照)

●国際社会に求められる対応

「イスラーム国」をはじめ、多くのイスラーム過激派組織の源流はアルカイダにあり、これらの過激派は『クルアーン』を厳格に守る社会の実現を理想としている。この背景には、イスラーム圏に欧米の文化が流入してイスラームの伝統文化が崩れ、貧富の差が広がったことに対する不満などがある。アルカイダは、2001 年にアメリカ同時多発テロ事件を起こすなど、イスラーム圏からのアメリカやイスラエルの排除を訴え、執拗にテロ活動をおこなってきた。しかし、ムスリム(イスラームの信徒)のほとんどは、過激派とは関係のない、穏健で命を大切に人々である。

「イスラーム国」の成立は、イラクや「アラブの春」後の中東・北アフリカの政情不安を背景としており、国際社会にその勢力拡大を食い止める余地があったといえる。2014 年8月から、アメリカやヨーロッパなどの有志国は、「イスラーム国」の支配地域に空爆をおこなう対抗策に出た。しかし、武力による対抗策だけでなく、ムスリムとの相互理解を図り、中東・北アフリカの安定化を進めなければ、事態はさらに悪化する危険性もある。

●格差問題と日本の実情

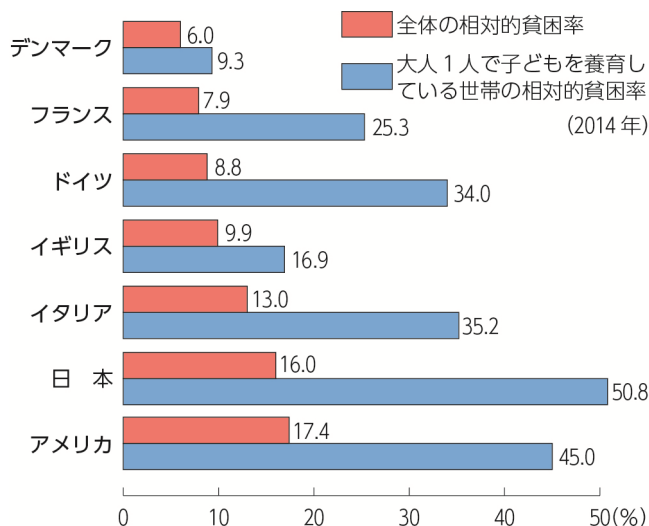
先進国を中心に、所得格差をめぐる問題が改めて注目されている。2011年にニューヨーク・ウォール街で起きた反格差を訴えるデモは記憶に新しいが、デモ参加者の合言葉「私たちは99%！」が象徴するように、現在のアメリカでは、所得上位1%の富裕層が国民所得全体の約20%（所得上位10%では国民所得の半分程度）を占めているといわれる。

日本における格差拡大は、高齢化によって年金生活者や非就業者世帯の割合が上昇したことが、その要因といわれる。しかし、労働者に占める非正規雇用の割合が大きくなるにつれて、働いても貧困から抜け出せない「ワーキングプア」の存在が社会問題となったように、現役世代、なかでも若者の貧困も深刻化している。

所得面での貧富の格差を測る指標として、「ジニ係数」や「相対的貧困率」がある。厚生労働省の所得再分配調査によると、日本のジニ係数、特に当初所得（社会保険料や所得税を支払う前の所得）のジニ係数は、1990年代後半から急激に上昇しており、格差が拡大していることがみてとれる。また、OECD（経済協力開発機構）の調査によると、日本の相対的貧困率は先進国でも高い水準であり、特に大人1人で子どもを育てている家庭の相対的貧困率は非常に高く、「子どもの貧困」が問題になっている。

ジニ係数……世帯を所得順に並べた場合の所得の累積比率を示し、0から1の数値で表される。ジニ係数が1に近くなるほど、所得格差が大きくなる。

相対的貧困率……世帯を所得順に並べた場合の、中央の世帯の所得の半分の所得（貧困線）に満たない世帯の割合。



▲相対的貧困率の国際比較（『子ども・若者白書』2014年版）

●所得格差の原因は資産格差？

所得格差の拡大は、一般の労働者間の賃金水準の格差よりも、株式や債券・土地といった資産を持つ人と、それらを持たない人との格差によるものが大きいという指摘もある。現在、格差研究の第一人者といわれるフランスの経済学者トマ・ピケティの著書『21世紀の資本』は、こうした指摘を裏付けるものとして注目されている。

ピケティは、18世紀から現在までの各国の税務統計を綿密に調べ上げた結果、株式や債券、土地などへの投資による収益率である資本収益率(r)は、経済成長率(g)よりも大きいことから、『 $r > g$ 』という不等式が成り立つとした。そして、「労働者の賃金は、資産による収益ほど伸びないため、資産を持つ一部の富裕層に所得が集中し、資産を持たない層との格差はますます拡大する」ということを明らかにした。

『21世紀の資本』は、ページ数の多さにもかかわらず、経済の専門書としては比較的平易な内容であることもあって、2014年に英語訳が出版されて以降、アメリカなどでベストセラーとなり、日本でも大きな話題となっている。一方、「ピケティの主張は、格差に対する現実的な解決策を提示していない」などの理由から、批判的な見方も少なくない。

●トリクルダウン理論とその是非

日本では、ピケティブームと同時期に「トリクルダウン（trickle down）」ということばも話題となり、2014年の新語・流行語大賞の候補にもなった。トリクルダウンとは「滴り落ちる」という意味で、経済的には「富裕層や大企業が潤えば、その富の一部が中・低所得者層や中小企業にも行き渡るようになる」という理論をさす。「金持ちがさらに儲かるようになれば、庶民もその恩恵を受けられるようになる」という発想といえる。なお、安倍首相自身は否定しているが、「安倍政権の経済政策『アベノミクス』はトリクルダウン理論に基づいている」との指摘は多い。

一方、「大企業が儲かっても、その儲けの多くは内部留保として蓄えられるため、賃金上昇に結びつかない」との指摘もあり、かえって格差拡大を誘発するとして、トリクルダウン理論の効果に批判的な見方もある。

格差・貧困問題を解決するには、政府が経済成長を促すだけでは不十分である。税や社会保障を通じた所得再分配や、生活困窮者に対するセーフティネットの拡充も、政府の重要な役割となる。最近では、「生活困窮者自立支援法」が2015年4月に施行し、生活困窮者に対する自立相談支援事業や住居確保給付金の支給などがおこなわれることになった。

エボラ出血熱、西アフリカで深刻化

致死率の高い感染症「エボラ出血熱」が西アフリカで猛威をふるっている。

2013年12月にギニアで発生したといわれるエボラ出血熱は、近隣のリベリアやシエラレオネなどにも広がり、2015年4月現在、上記3か国の患者数(疑い例を含む)は2万5,000人をこえ、死亡者も1万人以上に達している。エボラ出血熱の流行は1976年以降、アフリカ中部を中心に何度か確認されているが、西アフリカでは死者を埋葬する前に水で清めるといふ風習が根強く残っており、遺体との直接接触が今回の感染拡大の原因の一つであると指摘されている。

エボラ出血熱は、西アフリカに渡航した人が帰国後に発症する例もみられ、アメリカやイギリスでは医療関係者の感染が確認された。日本でも、感染した疑いのある人に対する精密検査がおこなわれたが、幸い、検査結果は感染していないことを示す「陰性」であった。これまで、日本で発症した例はないが、空港での自己申告や検疫所での健康監視など、水際対策が続けられている。

現在、エボラ出血熱に対する正式な特効薬は存在しないため、世界中の製薬会社や研究機関が新薬の開発を進めている。こうしたなかで、日本の企業がインフルエンザ治療のために開発した製薬が、エボラ出血熱にも効く可能性があるといわれ、世界的に注目されている。また、予防目的のためのワクチンについては、動物実験で有用性が確認されており、安全性などの基準を満たすためのさらなる試験が続けられている。

エボラ出血熱とは？

エボラ出血熱は、エボラウイルスに感染することで起きる。ウイルスに感染すると2～21日後に発症し、発熱や筋肉痛、のどの痛み、嘔吐、下痢などの症状が出る。さらに悪化すると、消化器などからの出血により、吐血や下血などを引き起こす。エボラウイルスは発症者の血液や排泄物などから感染し、また、コウモリやサルなどの野生動物を介して感染する例もあるが、空気感染(ウイルスが空気中を漂って感染すること)はない。今回の流行は史上最大規模といわれる。

キューバ、アメリカと国交回復へ！？

●国交正常化交渉開始

2014年12月、アメリカとキューバは、国交正常化に向けた交渉を開始することを発表した。この両国は、わずか150kmしか離れていないにもかかわらず、1961年以来50年以上にわたって国交が断絶されたままであった。

●アメリカの思惑

- ・オバマ政権のレガシー(遺産)づくり
- ・年々増加するヒスパニック系移民票の獲得
- ・中南米諸国への影響力の維持
- ・キューバでの大使館再開と市場開放

●キューバの思惑

- ・国際社会での孤立化の解消
- ・アメリカによる経済制裁の解除
- ・アメリカによるテロ支援国家指定の解除

2015年4月、59年ぶりにアメリカ(オバマ大統領)とキューバ(ラウル=カストロ国家評議会議長)の首脳が会談をおこない、国交正常化を進めることで一致した。会談は、米州機構(OAS)首脳会議にあわせて、パナマでおこなわれた。

●今後の争点

キューバは、テロ支援国家指定の解除を国交正常化の前提条件としていたため、オバマ大統領は解除の承認を米議会に通告した。経済制裁の解除については、アメリカはいつその規制緩和を発表しているが、キューバ革命(1959年)後に接収されたアメリカ企業の資産に対する損害賠償を定める法律の修正などが必要であり、共和党優勢の議会で同意が得られるか厳しい状況である。

今回の首脳会談で、オバマ大統領は「社会主義国キューバの体制維持を認める考え」を示しているが、民主化・人権でのキューバの譲歩が国交正常化に向けてのカギであるといえる。

また、中南米の反米政権の中心的国家であるキューバの今回の動きが、ベネズエラ、ボリビア、ニカラグア、アルゼンチン、エクアドルなどの中南米の反米政権にどのような影響を与えるか注目される。

キューバにあるアメリカの海軍基地グアタナモとは？

キューバが1903年にアメリカに永久租借を認めた土地。国交断絶後も、キューバはこの基地に手を出すことができなかったため、現在でも残されている。

解説 7

農協改革で何が変わる？

●農協とは？

2015年2月、政府は、約60年ぶりとなる農協制度^{ぼっぼん}の抜本的^{はつか}な見直しを図る農協改革案を決定した。農協改革案に基づき、政府は農協法の改正を進める方針である。

今回、制度改革をおこなうことになった農協は、正式には「農業協同組合(JA)」といい、農家が助けあうために設立された。1947年の農協法の制定で戦後の農業振興策として地域ごとに農協が置かれ、農作業に必要な農機具や肥料の農家への販売、技術指導、農産物の出荷・販売をおこなってきた。現在ではこのほかにも、貯金や融資などの金融事業や保険を扱う共済事業など、農協はさまざまな事業を手がけており、総称してJAグループとよばれている。

業務や地域ごとに組織されたJAグループを束ねるのが、JA全中(全国農業協同組合中央会)である。各地の農協の運営能力や農業指導が十分ではなく、経営破綻^{はたん}する農協が続出したため、農協の指導役として1954年に置かれた。JA全中は、全国にある約700の地域農協に対し、経営指導や監査などをおこなってきた。

●JA全中の権限を縮小する農協改革案

今回の農協改革案は、JA全中の地域農協に対する指導・監査権を廃止し、地域農協の自立経営^{うなが}を促すことを柱としている。JA全中は、2019年3月までに農協法に基づく特別認可法人から一般社団法人へと転換される。

この背景には、JA全中の指導が、農家の多数を占める小規模農家の保護^{かたむ}に傾いていたことがある。また、JA全中の指導に対しては、地域農協に本来業務の農業ではなく、金融事業での収益拡大を図る経営構造を定着させてきたとの批判がある。食生活が変化するなか、主食のコメの消費は減少し、JA全中を頂点とする農協制度では競争が起きず、農業の衰退^{すいたい}を止めることができなかった。そのため、安倍内閣の経済政策「アベノミクス」の成長戦略の一つとして、JA全中の権限を縮小する農協の制度改革が掲げられたのである。

農協改革は、大規模経営農家の育成など、農家の所得向上をねらう。TPP^{かん}(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉も見据え、農業の競争力を高めることができるか注目される。

解説 8

ODA政策で新指針 ― 開発協力大綱の閣議決定

●ODA大綱を改定、開発協力大綱に

2015年2月、政府は、発展途上国などへの海外援助の指針として、ODA大綱に代わり、開発協力大綱を閣議決定した。大綱の改定は、1992年の策定から2度目(2003年以来)で、名称もより幅広い概念を示すものに変更された。

今回の改定は、2013年に閣議決定された国家安全保障戦略の内容を反映したものになった。このなかで「積極的平和主義に基づくODAの戦略的活用」が明記されており、安倍政権は、集団的自衛権の行使容認や武器輸出三原則^{てつぱい}の撤廃(2014年、防衛装備移転三原則を閣議決定)とともに、ODA大綱の改定を位置づけ、見直しを進めてきた。

ODA(政府開発援助)とは？

発展途上国の経済・社会の発展や福祉の向上に役立てるため、政府機関が発展途上国に資金援助や技術提供をおこなう協力のこと。日本では、JICA(国際協力機構)が実施している。ODAには、発展途上国を直接支援する二国間援助と、国際機関を通じて援助する多国間援助がある。二国間援助には、発展途上国に返済義務を課さない無償資金協力(贈与)や、低金利で長期間貸し付ける有償資金協力(円借款)がある。

開発協力大綱では、新たに「国益の確保」という表現が加わった。従来の国際貢献に加え、日本独自の外交政策にそった安全保障や経済的な利益につながる戦略的な援助が重視されたのである。開発協力大綱では、①災害援助などの非軍事目的に限った他国軍への支援、②経済発展によりODAの対象国ではなくなった国も支援対象とする、③民間との連携の強化など、従来のODAの枠組みにはない取り組みも明記された。

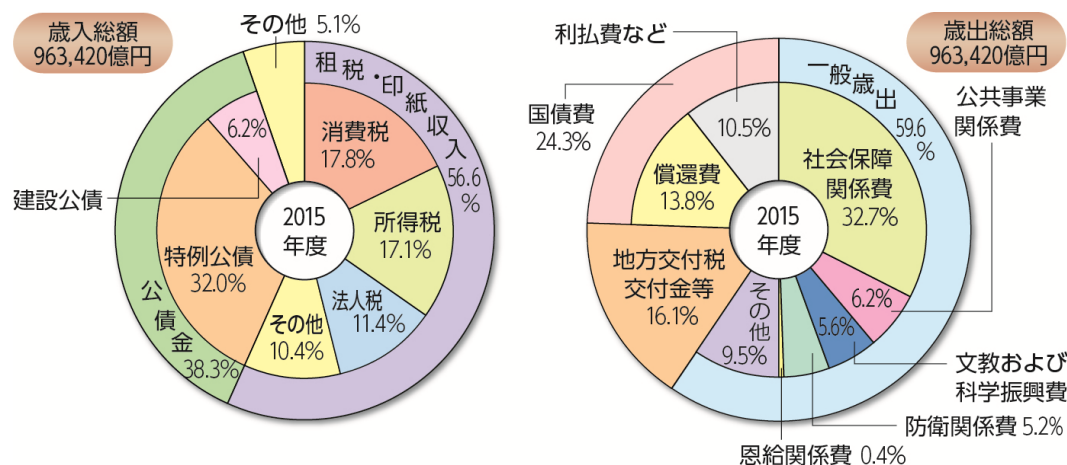
■ODAに関する新旧大綱の比較

	旧：ODA大綱	新：開発協力大綱
協力の目的	我が国の安全と繁栄の確保に資する	国益の確保に貢献する(協力の戦略性が鮮明に)
軍への支援	軍事的用途の除外	軍事的用途は除外しつつ、非軍事分野での支援を個別に検討する
支援対象国	国際基準に基づく対象国にのみ支援	経済成長した国も支援(資源国との関係強化)
実施体制	政府・実施機関の連携強化を重視	民間との連携を強化(企業の国際展開を後押し)

*カッコ内はおもなねらい(「読売新聞」2015年2月11日などを参照)

第一学習社版 教科書・副教材のデータ更新等

①2015 年度一般会計予算 (財務省資料)



関連するページ

●教科書

現社 311	p. 160
現社 312	p. 108
政経 301	p. 129

●副教材

最新現社	p. 197
クロ現社	p. 160
最新政経	p. 213

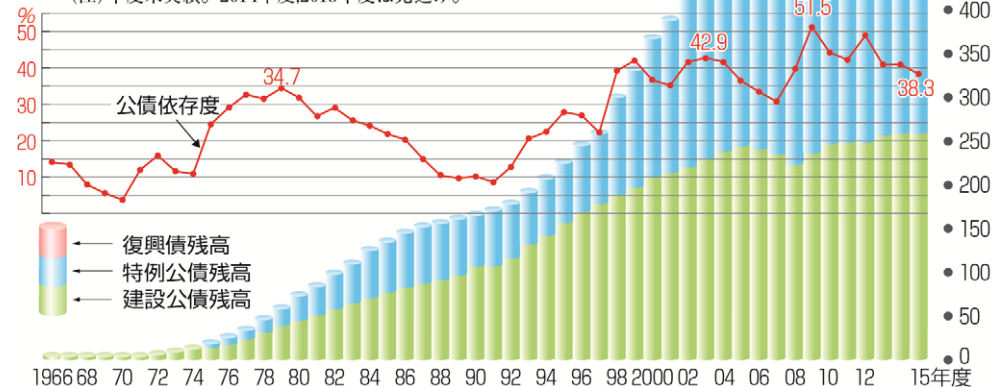
解説 2015 年度の一般会計予算は、昨年 12 月の衆院選などの影響で、年度が始まる 4 月 1 日までに成立させることができなかった。このため、一般会計予算成立までのつなぎとして、必要最小限の経費を計上した暫定予算が 2 年ぶりに編成された。4 月 9 日により成立した一般会計予算は総額 96 兆 3,420 億円で過去最大となり、昨年度と比べて防衛関係費の割合が高くなったのが特徴である。一方で、歳入の 4 割にあたる 36 兆 8,630 億円を借金である公債金(国債)が占めている。

②公債依存度と公債残高の推移 (財務省資料)

※この図の公債は国債を示している。

1975年度以降、財政特例法によって特例公債が発行されている。

(注) 年度末実績。2014年度,2015年度は見込み。



解説 日本の公債(国債)残高は年々増加しており、2015 年度の公債残高は年度末に 807 兆円に達する見込みである。これは一般会計税収の約 15 年分に相当する額であり、国民 1 人あたりで計算すると約 638 万円になる。また、日本の債務残高(国・地方の合計)は対 GDP 比で 200%をこえており、先進国のなかでも突出した額である。将来世代への負担をこれ以上増やさないためにも、財政再建は急務である。



第一学習社の
公民教科書・副教材

教科書

現社 311	現代社会
現社 312	新現代社会
政経 301	政治・経済
倫理 305	倫理

副教材

最新現代社会資料集 新版
クローズアップ現代社会 新版
最新政治・経済資料集 新版
テオリア最新倫理資料集



第一学習社